

## 8 太陽光発電の2019年問題への対応について

2009年11月に開始された「余剰電力買取制度」は、太陽光発電からの余剰電力を電気事業者が一定の価格で10年間買い取る制度であり、電気利用者が費用の一部を賦課金として負担することで、設置コストの見通しが立つことから再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。

しかしながら、2019年以降、本制度による10年間の買取期間が終了する、いわゆる「2019年問題」が懸念されており、太陽光発電設備の設置者（以下、「設置者」という。）は、小売電気事業者と相対・自由契約で売電を継続するか、自家消費に転換するかの選択を迫られることが想定される。

また、本年9月に発生した北海道胆振東部地震により、道内295万戸が停電したが、太陽光発電と蓄電池を備えた「エネルギー自立型の家」は、現代の暮らしに不可欠な電気を確保することができる。

「2019年問題」への対応や、災害時も停電のない暮らしを実現するためには、自家消費型の太陽光発電への転換など、太陽光発電の普及拡大を図り、「エネルギー自立型の住宅・ビル・街」の実現に向けた取組を推進していくべきである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 災害時も停電のない暮らしの実現のための施策の実施

自家消費型の太陽光発電の一層の普及拡大を図るとともに、買取期間が終了する余剰電力について、売電から自家消費への転換に不可欠な蓄電池や、電気自動車から住宅に充給電するV2H機器の価格低下を促す施策を実施すること。

### 2 設置者への広報周知及び自治体への情報開示

買取期間を終える設置者にいわゆる「2019年問題」について広

報周知を図ること。また、地方自治体が今後の地域のエネルギー政策を適切に推進できるよう、買取期間終了となる設置者の数や発電量等の情報を、市区町村別・月別に開示すること。

### 3 余剰電力の売電に係るガイドラインの作成

買取期間を終える設置者が、余剰電力の小売電気事業者への売電を希望する場合には、どのような手続きが必要になるのか分かりやすいガイドラインを示すこと。